

新潟県における日本語教育の推進に関する基本的な方針 骨子案

令和5年8月22日

(公財)新潟県国際交流協会

第1章 総論	
	(1) 趣旨
	(2) 新潟県の日本語教育の現状と課題
	①在住外国人の状況
	②日本語教育の課題
	(3) 目指す姿
	(4) 基本方針
	①多様なニーズに応じた学習機会の充実
	②教育人材の確保及び資質の向上
	③県民の理解と関心の増進、情報発信
	(5) 対象期間
第2章 各主体の役割	
	(1) 県の責務
	(2) 各主体に期待される役割
	①市町村
	②県国際交流協会
	③市町村国際交流協会
	④事業者
	⑤地域日本語教室
	⑥日本語教育機関
	⑦高等教育機関
	⑧県民
第3章 県の施策の方向性	
	(1) 多様なニーズに応じた学習機会の充実
	①外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育（学校教育等の場）
	②外国人留学生等に対する日本語教育（高等教育機関、日本語学校）
	③外国人等である被用者等に対する日本語教育（事業所等）
	④生活者としての外国人等に対する日本語教育（地域における日本語教育の場）
	(2) 教育人材の確保及び資質の向上
	①既存の教育人材の定着・更なる資質向上
	②新たな教育人材の確保・育成
	(3) 県民の理解と関心の増進、情報発信
	第4章 推進体制
資料	
新潟県における日本語教育の推進に関する基本的な方針策定のための有識者会議委員名簿	